第 I 章 プログラム策定の趣旨

|1 乳幼児期の教育の重要性

- 人の一生において、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。
- 乳幼児期は、身体的にも、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておきたいことを保障することは、将来、充実した生活を送る上で不可欠です。
- 乳幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験をとおして、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。
- そのような経験の保障は、乳幼児を取り巻く人・もの・こと等、全ての環境に大きく依拠しています。
- なぜならば、乳幼児期は周囲の環境に自ら働きかけることで、生きるために必要な力を自ら獲得していくからです。目に映るものに触れようと手を伸ばしたり、どんなものなのか確かめようと口に入れたりしながら、自分の周りの世界を理解していきます。
- 一方で、家庭や就学前教育施設など、乳幼児が置かれている環境そのものが乳幼児の発達に大きく影響を与えます。例えば、車で移動することが多い子どもは、歩く経験が不足することにより、体の発達に影響が出てくることが考えられますし、禁止や否定的な言葉を多くかけられている子どもは、自分の思いを表すことを躊躇したり、自己肯定感が低くなったりすることがあります。
- 周りの大人が子どもの興味や関心を肯定的に受け止め、その思いを支え、やりたいと思ったことが実現していくといった経験の積み重ねが、自己肯定感を育み、困難な状況に出会っても、あきらめず挑戦しようという意欲を育みます。
- また、園生活等での友達との関わりをとおして、思いを共感し合ったり、相手には自分と違う 考えがあるということに気付いたりする中で、人と関わることの楽しさを味わい、他者に対する 信頼を育んでいきます。
- だからこそ、この時期の子どもを取り巻く人・もの・ことの環境は非常に重要です。
- したがって、乳幼児を取り巻く全ての大人は、乳幼児期における教育・保育が、子どもたちの その後の生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、この時期の教育・保育の質の 向上に取り組む必要があります。

参考資料

ペリー就学前プロジェクト

ジェームズ・ヘックマン (労働・教育経済学:2000年ノーベル経済学賞)

この研究は、1962年から 1967年にミシガン州イプシランティで行われた。低所得でアフリカ系の 58世帯の3~4歳児を対象に、2年間の幼児教育を行い、生涯にわたって彼らのデータを追跡した。

幼児教育の内容は、毎日2時間半のプログラムを実施し、更に週に1度は家庭訪問により90分のアドバイスを行うというものである。

その結果、40歳時点での経済効果として、 以下のことが示された。

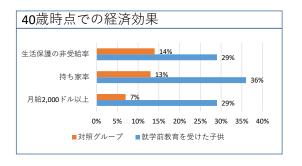
- ・ 子どもに対する教育投資効果は乳幼児 期への投資が最も効果的である。
- ・ 乳幼児期への投資は大人になってからの 15~17%の利益還元に通じる。ペリー就学前計画では、乳幼児期の保育の質が40歳時の経済状態や幸福を分けることにつながった。

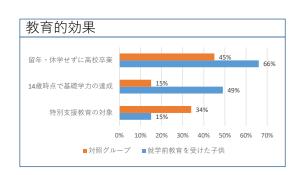
そして、何よりも、教育的効果として非認 知能力の育成が挙げられる。

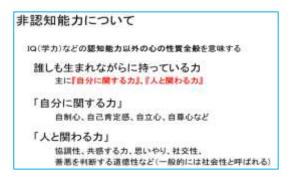
- ・ 就学後の教育の効率性を決めるのは、 就学前の子育て・保育の質である。
- ・ 特に恵まれない環境にある子にとって 乳幼児期の保育は極めて重要である。
- ・ 「認知」以上に「非認知」能力を促す ことが生涯発達に影響する。
- ・ 家庭外の安定した大人との関係も非認知能力を育み、自己と社会性の発達を補償することができる。

非認知能力は「社会情動的スキル」ともいわれ、「自分に関する力」である「自制心」「自己肯定感」「自立心」などと、「人と関わる力」である「協調性」「思いやり」「社会性」などを指す。非認知能力は認知能力の育成と関連が見られ、幼少期の環境の豊かさが両方に影響を与える。

また、この研究では、子育てに悩む家庭への外部からのアドバイスは、家庭における子育ての質の向上にもつながるとの見方も指摘されている。







(資料提供:岩手県医師会)

2 就学前教育の振興に関する動向

(1)国の動向

○ 平成 18 年、「教育基本法」や「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、義務教育以降の教育の基礎を培うものであることが明記されました。また、幼児期の教育を支える環境の整備やその振興について国、地方自治体及び地域の役割についても触れられています。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年公布) 】 第1条 (目的)

この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

- 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための3つの法令「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備)に基づき、「量」と「質」の両面から、子育てを社会全体で支えることが示されています。
- 平成 30 年 6 月に閣議決定された文部科学省が策定した「第 3 期教育振興基本計画」においては、幼児期における教育の質の向上や、就学前から高等教育までの各段階の連携の推進について示されています。

【第3期教育振興基本計画(平成30年6月 閣議決定)】

- 幼児期における教育の質の向上
- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。
- 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
- ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。
- この「第3期教育振興基本計画」の中では、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 として、
 - ・ 「超スマート社会 (Society5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生 100 年時

- 代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・ 教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後 の教育政策の中心に据えて取り組む

を挙げています。

- 令和元年 10 月 1 日から、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援を充実させる観点で、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償とする、幼児教育・保育の無償化が実施されています。子ども・子育て支援新制度により幼児教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図ってきている中、幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策への貢献とともに、幼児教育を受ける機会を実質的に保障する意義を有しています。
- 令和2年5月には、文部科学省が設置した幼児教育の実践の質向上に関する検討会による「幼児教育の質の向上について(中間報告)」が示されました。その方向性の中では、幼児教育の実践の質向上に関して、幼稚園教育要領等の理解推進を図り、個々の教職員が子どもと直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要があるとしています。
- 令和2年6月には、厚生労働省こども家庭局が取りまとめる保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会による「議論のとりまとめ~『中間的な論点の整理』における総論的事項に関する考察を中心に~」が示され、基本的な考え方を、「保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つものである」とし、その実現に向け「保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解をもって主体的・継続的・協働的に改善・充実を図ることが重要」であるとしています。
- 令和3年1月に中央教育審議会で取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)」では、各論に位置付けられた「1. 幼児教育の質の向上について」において、基本的な考え方として、「各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいく必要がある」とし、「とりわけ、新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちをいかに守り支えていくかが今日の課題となっており、こうした課題にも的確に対応するため、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を進めることが必要」としています。
- 内閣府においては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で、教育・保育に関する施 策を総合的に実施するための拠点の整備の必要性を明記しています。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針(令和2年4月1日施行】 第二

- 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- …(前略)…また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の推進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備…(中略)…等の実施を通じて、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する…(後略)…。
- これらの施策を総合的に推進する体制整備を目的として、令和元年度から文部科学省の事業として「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」が展開されてきました。令和4年度からは、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」となり、幼児教育の一層の推進が期待されています。本県もこれを活用し、いわて幼児教育センターの事業を展開しているところです。
- 各都道府県では、この事業の活用又は独自の取組により、一体的な幼児教育推進体制の構築を 行っており、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置により、就学前教育の充実 を図っています。
- 幼児教育センターとは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、 幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市 町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のことです。
- 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことです。各地域のニーズに対応し、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考されるほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者を配置している自治体もあります。

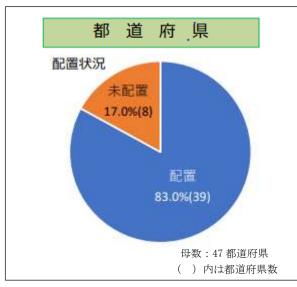
都道府県における幼児教育センター等の整備状況

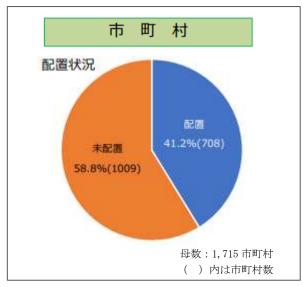


幼児教育実態調査(R3 文部科学省)

- ①幼児教育センターを設置
- ②幼児教育センターは設置していないが、 関係部署が参画する教育・保育内容に関 する会議体を設置
- ③幼児教育センター及び会議体の設置はしていないが、関係部署間で併任発令をして連携体制を確保
- ④上記に該当しないが、定期的に教育・保 育内容に関する部署間での打ち合わせを 実施
- ⑤上記に該当しない (無回答を含む)

幼児教育アドバイザーの配置状況

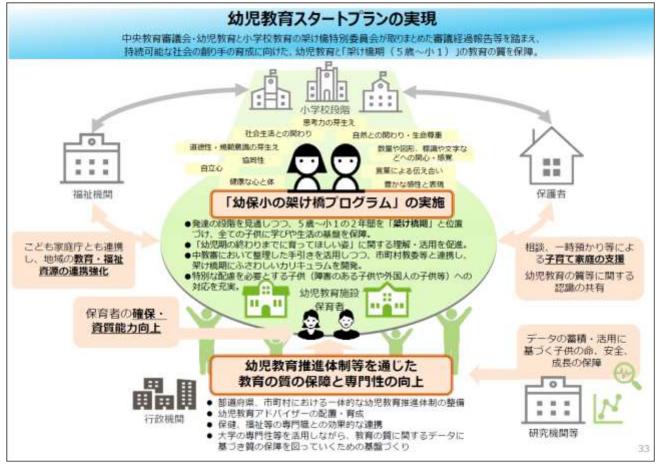




幼児教育実態調査(R3 文部科学省)

- 令和3年5月、文部科学省は幼児教育スタートプランを策定しました。幼児期の教育は生涯に わたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、未来を担う子どもたちを社会全 体で支え、全ての子どもに対して幼児教育段階において生活や学習の基盤となる力を育み、小学 校以降の教育につなげていくことをねらうものです。
- 令和3年7月には、中央教育審議会の初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、令和4年3月31日に文部科学省から、幼児教育スタートプランに位置付けられている「幼保小の架け橋プログラム」に係る「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」が示されました。義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を生涯にわたる学びや生活の基盤を作る重要な時期(「架け橋期」)と捉え、「子供の成長を切れ目

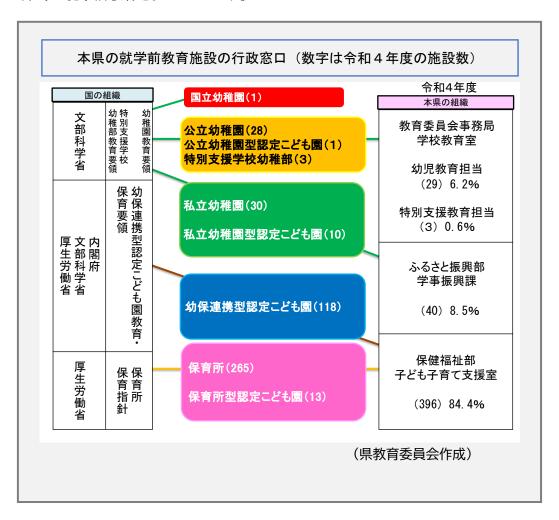
なく支える観点からは、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性など 発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や $0\sim18$ 歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や 方法を工夫することが重要」であるとしています。



幼児教育担当指導主事・担当者及び幼児教育と小学校教育との接続に関する担当指導主事会議 資料(R4 文部科学省) (p. 74 に再掲)

(2) 本県の動向

○ 本県では、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型により行政窓口が異なっており、 三つの部局で就学前教育を支えています。



- 平成 17 年度には県教育委員会が「いわて幼児教育振興プログラム」を作成し、幼児教育の充 実・発展に向け取り組んできました。
- 平成31年3月には、「いわて県民計画(2019~2028)」「第1期アクションプラン(2019~2022)」を策定し、これに基づき、「岩手県教育振興計画」(H31.3作成)では、幼児教育推進体制の強化及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続の重要性について明記しています。また、「いわて子どもプラン(2020~2024)」(R2.7作成)では、子どもの健やかな成長支援や多様な保育サービスの充実において、幼児教育の充実を図ることとしています。双方の具体的取組として、幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの養成などにより、幼児教育推進体制の強化を図ることとしています。

【いわて県民計画(2019~2028)第1期アクションプラン】

「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」

- Ⅲ 教育 「学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手」
- 11【知育】 ①これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センター(仮称) を設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。
 - ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実などに取り組みます。

【岩手県教育振興計画(平成31年策定)】

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり

第3章 具体的な施策の内容

- 1 学校教育
 - ② 確かな学力の育成
 - (3) 目指す姿を実現するための取組の方向性
 - 1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関等との連携により県に幼児教育センターを 設置するとともに、幼児教育アドバイザーを養成するなど幼児教育推進体制を強化します。
 - ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実や、学習状況調査や高校入試の改善などに取り組みます。

【いわて子どもプラン(2020~2024)】

第3章 目指す姿及び推進する施策

- 4 推進する施策を構成する具体の取組
- (1) 子どもの健やかな成長を支援する
 - ク 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】

新たに県に幼児教育センター(仮称)を設置し、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育保育事業に従事する職員の段階に応じた研修の実施等を通じた資質向上を図り、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に取り組みます。

- (2) 子育て家庭を支援する
 - カ 多様な保育サービスの充実を図ります (上記と同内容を再掲)

3 いわて幼児教育センターの開設

○ 前述の国及び本県の動向を踏まえ、令和4年4月にいわて幼児教育センターを開設しました。

【いわて幼児教育センターの役割】

- ○県内の幼児教育推進体制の構築
- ・岩手県幼児教育推進連携会議及び各関係機関との連携・協働により、県全体の就学前教育の 振興に係る推進体制の構築を図る。
- ○三つの機能を生かした就学前教育の質の向上
- ・「研修」の体系化及び充実、「訪問支援」による市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用の 促進、「調査研究・情報共有」における調査及び先導的事例等の普及による各市町村におけ る幼児教育推進体制の構築の促進を図る。
- なお、いわて幼児教育センターを中核とした就学前教育推進体制については、第IV章で詳しく 述べることとします。

4 本プログラムの位置付け

- これまでも、本県では様々な関係機関が就学前教育の質の向上についての取組を進めてきました。今後は、様々な関係機関が立場の違いを越えて、一体的に県内の就学前教育の質の向上に取り組むことで、県内全ての子どもたちの学びや生活の基盤を育み、そのウェルビーイング(※1)の実現を目指していきます。
- 今後、市町村においては、本プログラムを参考に、地域の実情に応じて就学前教育の充実を図るとともに、就学前教育施設や小学校、家庭や地域、関係機関等と連携して一体的な取組としていくことが期待されます。
- 各就学前教育施設においても、本プログラムで示した就学前教育の方向性を理解し、各園での 保育実践の充実に努めることが期待されます。
- なお、本プログラムにおける教育・保育は、就学前の0~5歳児の子どもを対象とします。発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある教育・保育を目指し、策定からおおむね5年程度を目途に、必要に応じて見直しを図ります。
- 本プログラムにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等、乳幼児を対象とする教育・保育施設については「就学前教育施設」、その就学前教育施設で行われている保育や教育を一体的に「教育・保育」とします。幼稚園教諭、保育士、保育教諭等は「保育者」とします。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を「3要領・指針」とします。(「就学前教育」は、0歳から就学前までの教育・保育の総称とします。)(但し、引用等や、文脈を損なう恐れのある場合はこの限りではありません。)
 - ※1 「次期教育振興基本計画の策定について(諮問)」(令和4年2月7日)でも、「学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。」とされています。(R4.3.31「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」より抜粋)